

【環境保全等の法令等により指定された保護地域】

①自然公園等

ゾーニング対象範囲には国定公園の指定地域がある。指定地域については環境保全エリアとして設定する。

・国定公園レイヤー

国定公園レイヤーを図 3-15 に示す。作成には、国土交通省国土政策局国土情報課より一般公開されている国土数値情報「自然公園区域データ」（平成 22 年度作成）を用いた。石狩市においては、北部の浜益地区及び厚田地区に暑寒別天売焼尻国定公園の指定地域がある。また、石狩市地先の海域の範囲において、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の指定地域がある。

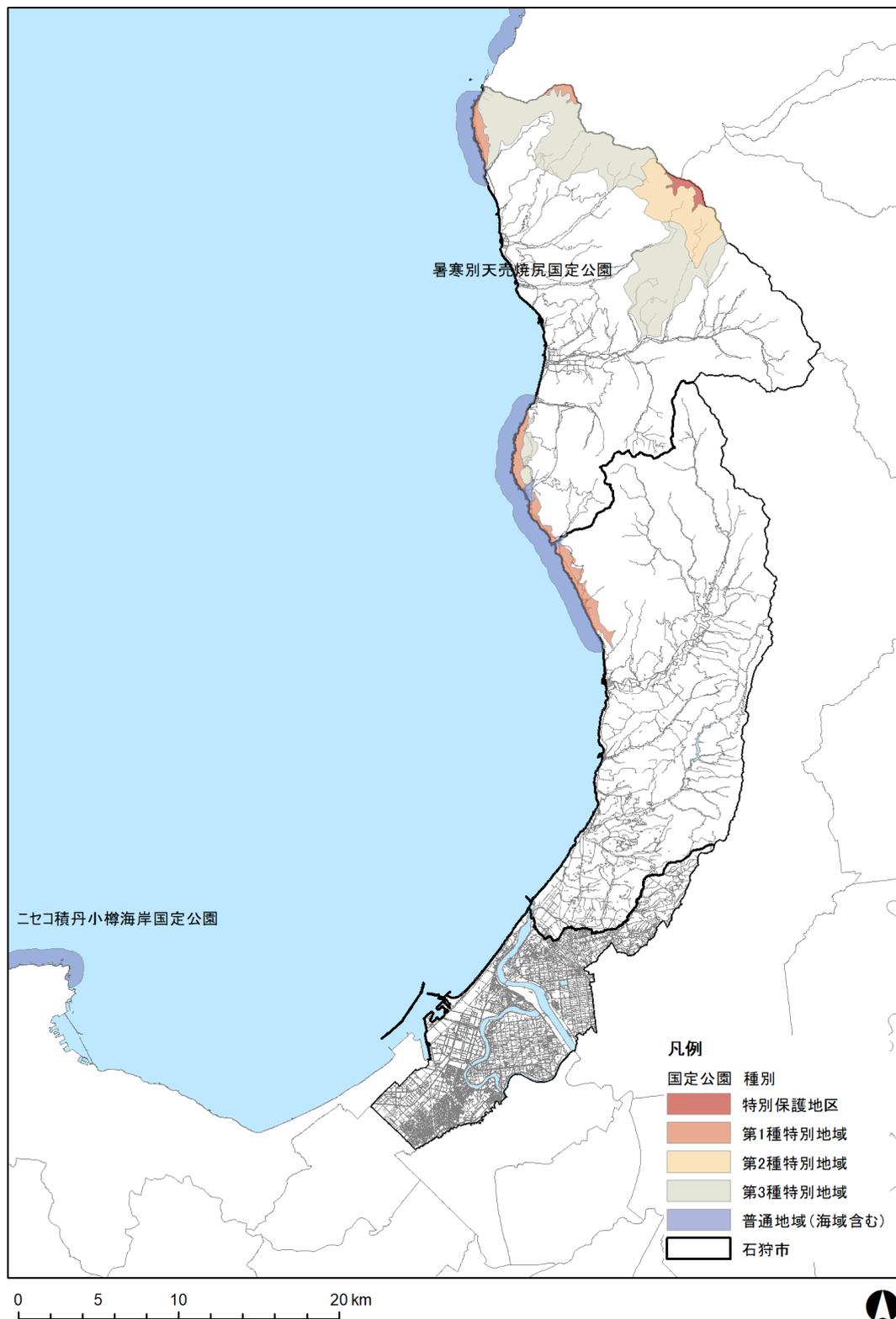
【表 3-3 石狩市及び周辺における国定公園】

国 定 公 園 名	総面積	特別地域					特別地域 計	普通地域	国定公園 指定年月日
		特 別 保護地区	第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	第 1-3 種 小 計			
暑寒別天売焼尻	43,559	1,951	7,553	5,332	27,212	40,097	42,048 (96.5%)	1,511 (3.5%)	平成 2 年 8 月 1 日
ニセコ積丹小樽海岸	19,009	298	3,885	2,123	11,870	17,878	18,176 (95.6%)	833 (4.4%)	昭和 38 年 7 月 24 日
合 計	62,568	2,249	11,438	7,455	39,082	57,975	60,224	2,344	

平成 29 年 3 月 31 日現在

出典) 環境省 HP (平成 30 年 2 月 26 日閲覧)

【 図 3-15 国定公園レイヤー 】



出典) 国土数値情報「自然公園地域データ (平成 22 年度作成)」(国土交通省国土政策局 HP)
 背景図: 「基盤地図情報」(基盤地図情報ダウンロードサービス)

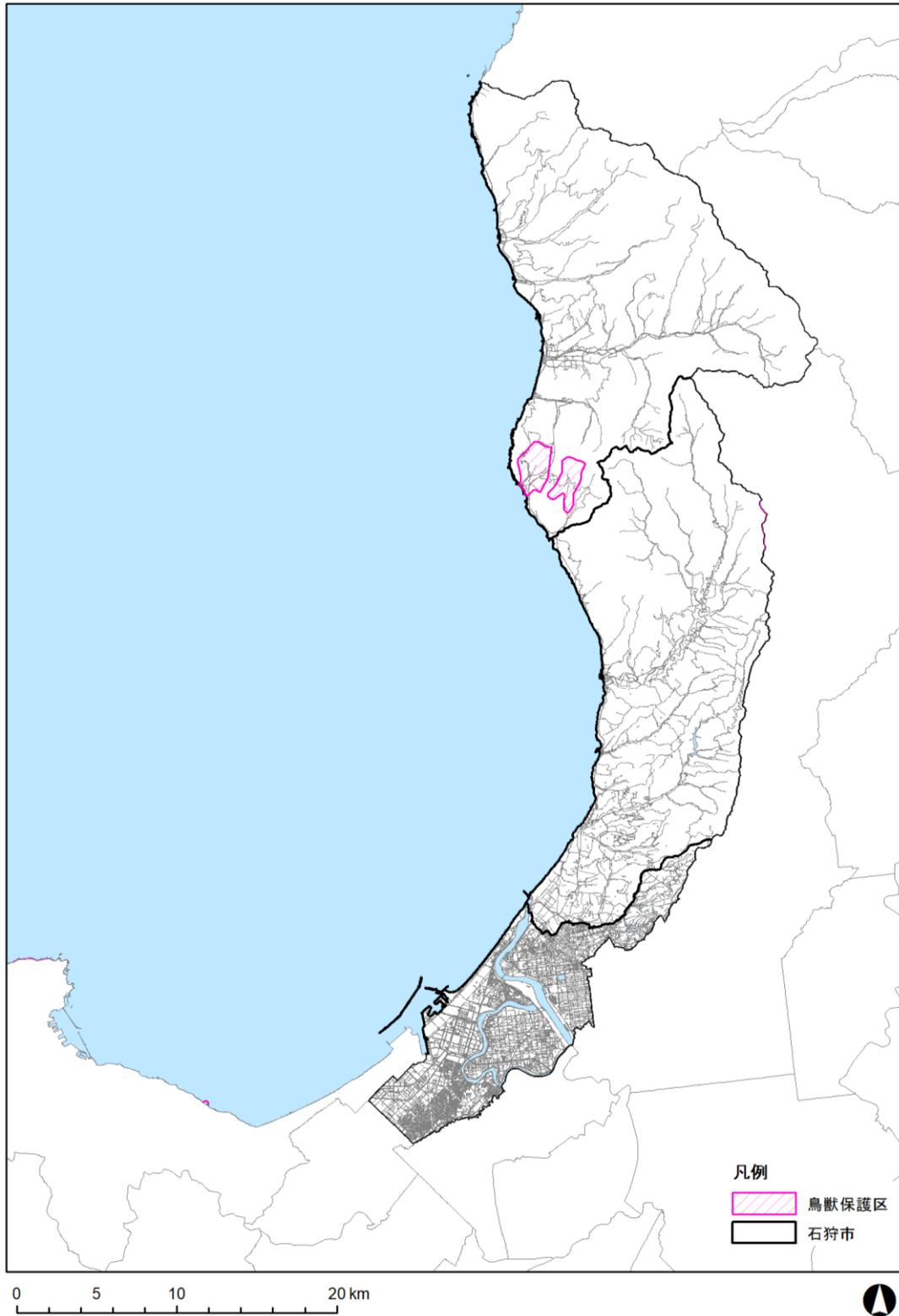
②鳥獣保護区

ゾーニング対象範囲には鳥獣保護区の指定地域がある。指定地域については環境保全エリアとして設定する。

・鳥獣保護区レイヤー

鳥獣保護区レイヤーを図 3-16 に示す。作成には、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課より一般公開されている「平成 29 年度鳥獣保護区等位置図（地図編）」を用いた。石狩市においては、浜益地区に鳥獣保護区が指定されている。

【 図 3-16 鳥獣保護区レイヤー 】



出典)「平成 29 年度鳥獣保護区等位置図 (地図編)」(北海道 HP)
背景図:「基盤地図情報」(基盤地図情報ダウンロードサービス)

③文化財（史跡・名勝・天然記念物など）

ゾーニング対象範囲には史跡・名勝・天然記念物の指定箇所がある。また、各所に埋蔵文化財包蔵地も確認されており、これらの指定状況に応じて環境保全エリアの設定を行う。

・史跡名勝天然記念物レイヤー

史跡名勝天然記念物レイヤーを図 3-17 に示す。作成には、いしかり砂丘の風資料館 HP 記載の「石狩市内の指定文化財（平成 29 年 10 月 6 日現在）」及び、石狩市 HP 記載の「石狩市指定文化財（2007 年 5 月 1 日現在）」を参考にした。石狩市においては、「荘内藩ハママシケ陣屋跡」「黄金山（ピンネタイオルシペ）」「チョウザメの剥製」の三つの史跡名勝天然記念物が指定されている。

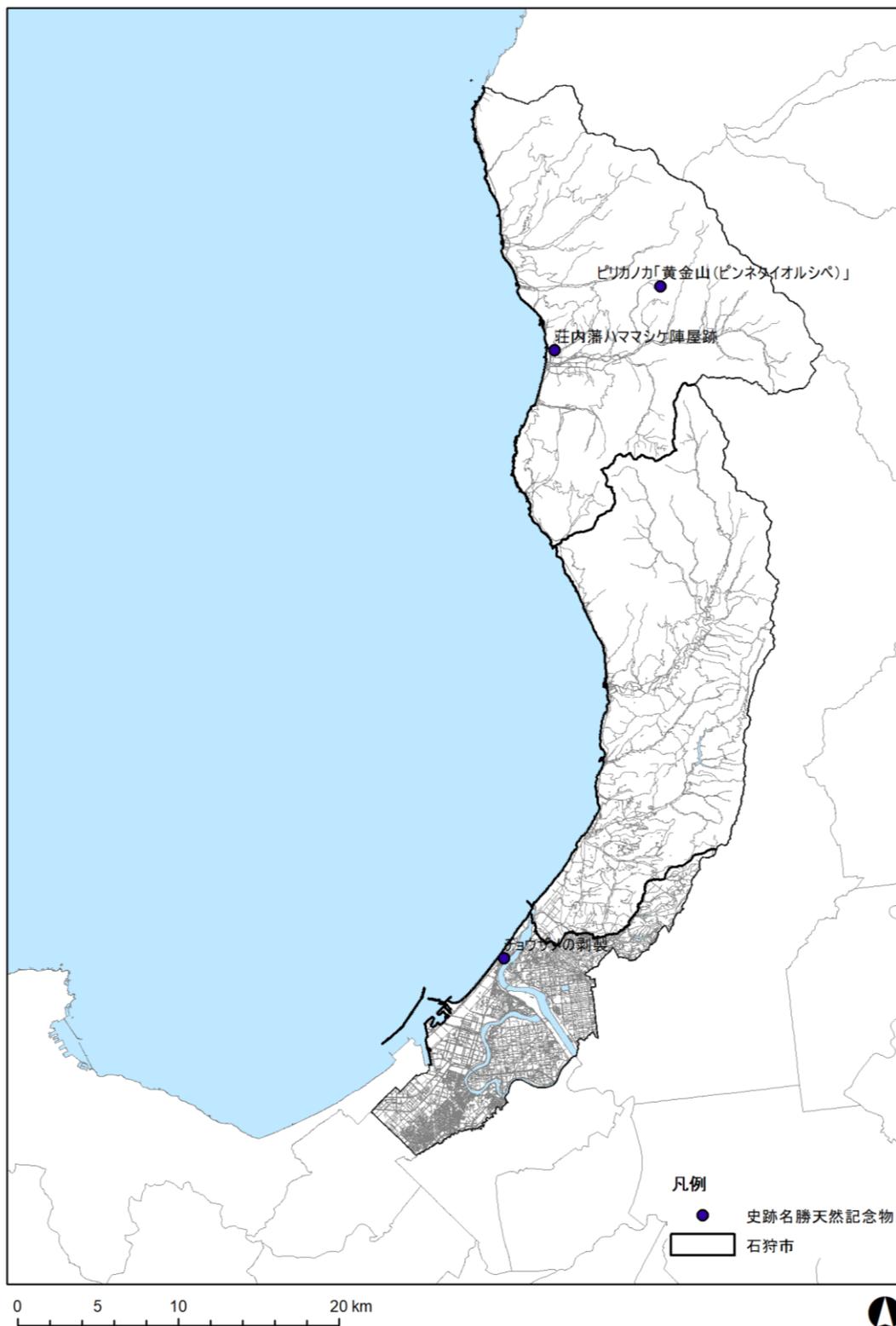
【 表 3-4 石狩市における史跡名勝天然記念物 】

名称	指定状況	種別	指定年月日	所在地
荘内藩ハママシケ陣屋跡	国指定	史跡名勝天然記念物	昭和 63 年 5 月 17 日	石狩市浜益区川下
ピリカノカ「黄金山（ピンネタイオルシペ）」	国指定	史跡名勝天然記念物	平成 21 年 7 月 23 日	石狩市
チョウザメの剥製	石狩市指定	史跡名勝天然記念物	昭和 57 年 3 月 27 日	石狩市弁天町 30-4 いしかり砂丘の風資料館

出典)「石狩市内の指定文化財（平成 29 年 10 月 6 日現在）」（いしかり砂丘の風資料館 HP）

「石狩市指定文化財（2007 年 5 月 1 日現在）」（石狩市 HP）

【 図 3-17 史跡名勝天然記念物レイヤー 】



出典)「石狩市内の指定文化財(平成29年10月6日現在)」(いしかり砂丘の風資料館 HP)
「石狩市指定文化財(2007年5月1日現在)」(石狩市 HP)
背景図:「基盤地図情報」(基盤地図情報ダウンロードサービス)

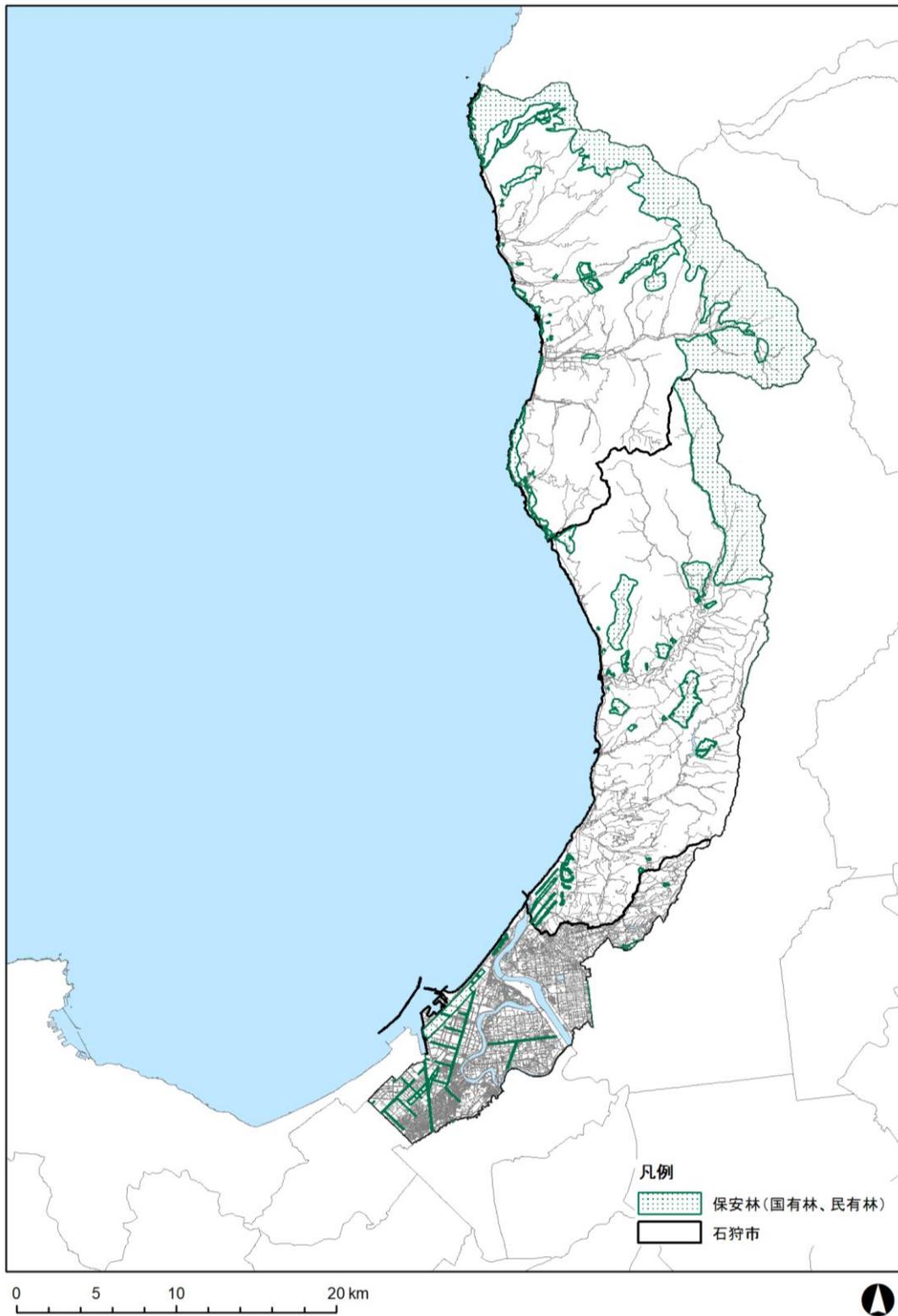
④保安林

ゾーニング対象範囲には保安林の指定地域がある。指定地域については環境保全エリアとして設定する。

- ・保安林レイヤー

保安林レイヤーを図 3-18 に示す。作成には、国土交通省国土政策局国土情報課より一般公開されている国土数値情報「森林地域データ」（平成 23 年度作成）及び、北海道から提供された「保安林配備図」を用いた。石狩市においては、北部の市境や石狩湾新港周辺の防風林が保安林として指定されている。

【 図 3-18 保安林レイヤー 】



出典) 国土数値情報「森林地域データ(平成 23 年度作成)」(国土交通省国土政策局 HP)
「保安林配備図(2016 年 3 月 31 日時点)」(北海道)
背景図: 「基盤地図情報」(基盤地図情報ダウンロードサービス)

⑤海浜植物等保護地区（石狩市条例）

ゾーニング対象範囲の石狩浜は、石狩市海浜植物等保護条例に基づく海浜植物等保護地区が指定されている。指定地域については環境保全エリアとして設定する。

・海浜植物等保護地区レイヤー

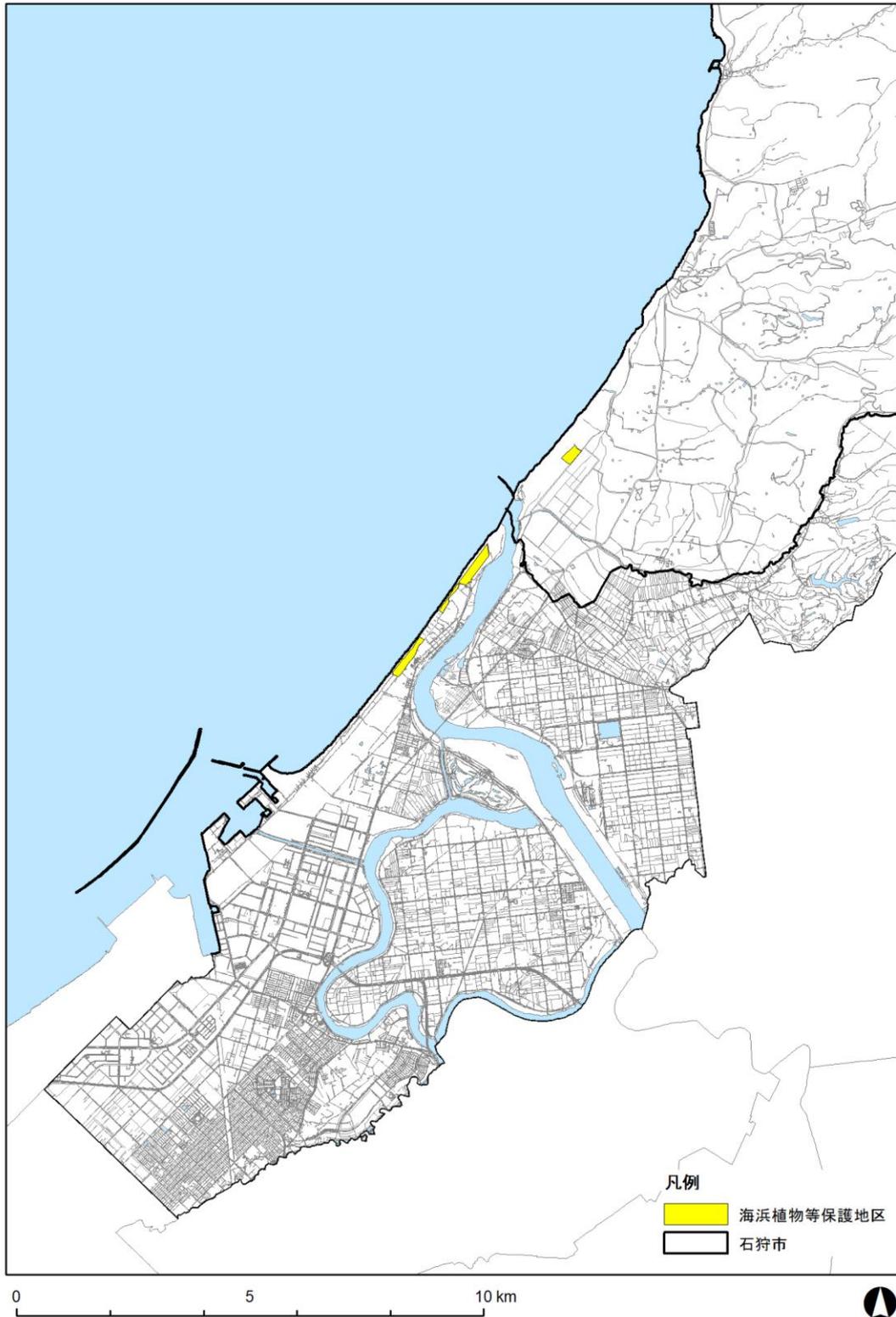
海浜植物等保護地区レイヤーを図 3-19 に示す。作成には、石狩浜海浜植物保護センター資料を用いた。石狩市においては、石狩川河口周辺に海浜植物等保護地区が指定されている。

【 表 3-5 石狩市における海浜植物等保護地区 】

地区名	区分	面積 (ha)	指定日	規制内容	
河口地区	生態系保護地区	16.5	昭和 53 年 5 月	人の立ち入り制限、立木の伐採又は植物の採取	車両の乗入れ、工作物の新設、火入れ又はたき火、土砂又はその他汚物の投棄、広告物これに類するものの掲示・設置、家畜の放牧、植物の植栽・種子を蒔く行為ほか
聚富地区	生態系保護地区	7.8	平成 24 年 3 月		
親船地区	自然ふれあい地区	11.9	平成 25 年 7 月	植生の維持に影響を及ぼす植物採取、立木の伐採	
弁天地区	自然ふれあい地区	3.0	平成 25 年 7 月		

出典) 石狩市 石狩浜海浜植物保護センター資料

【 図 3-19 海浜植物等保護地区レイヤー 】



出典) 石狩市 石狩浜海浜植物保護センター 資料
背景図: 「基盤地図情報」(基盤地図情報ダウンロードサービス)

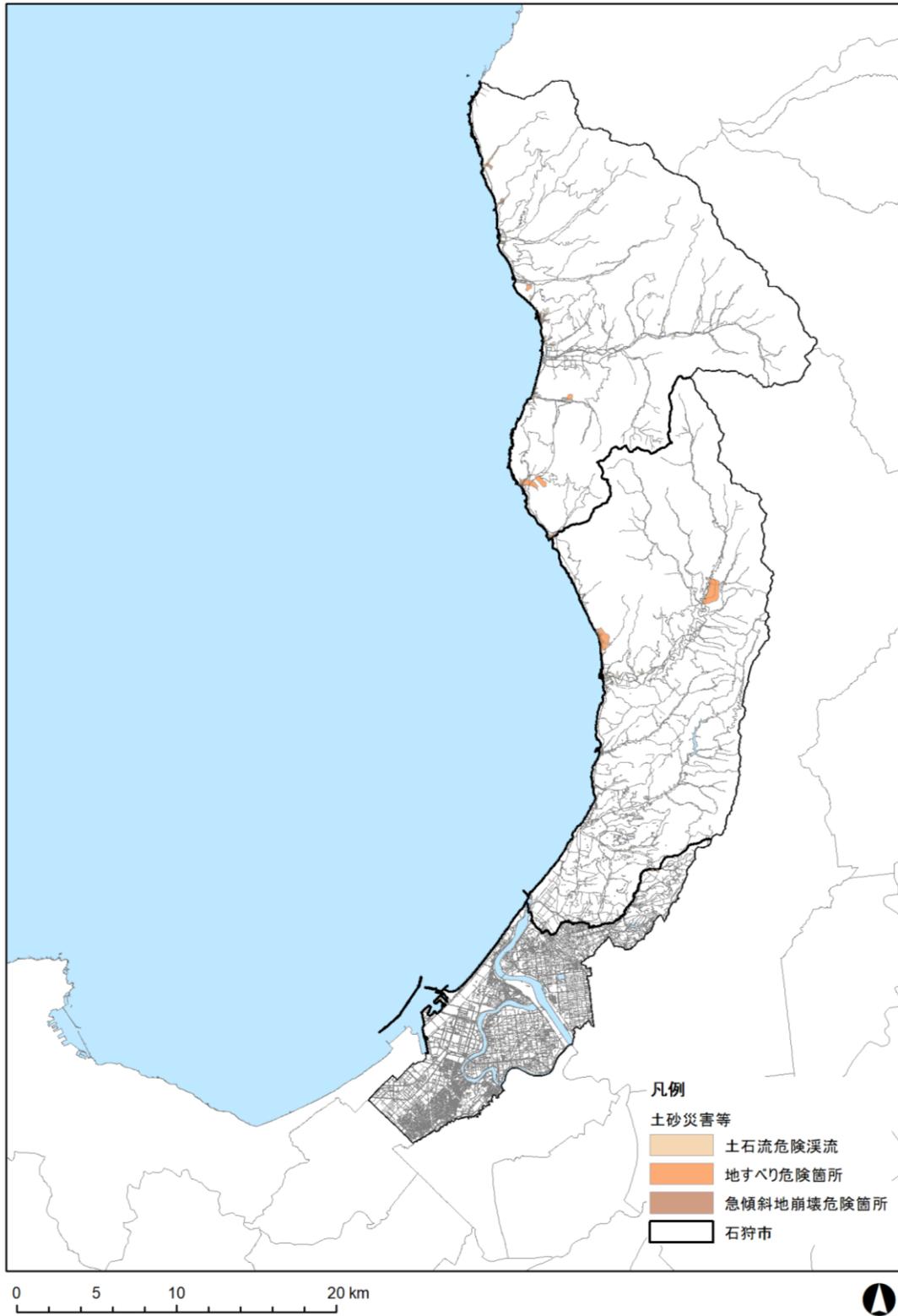
⑥国土保全等の観点からの指定地域等

ゾーニング対象範囲には、「砂防法」による砂防指定地域、「地すべり等防止法」による地すべり防止区域等の指定地域がある。指定地域については指定状況等を精査し、状況に応じて環境保全エリアとして設定する。

・土砂災害等レイヤー

土砂災害等レイヤーを図 3-20 に示す。作成には、北海道 HP にて公開されている「北海道土砂災害警戒情報システム」の土砂災害警戒区域等の指定状況を参考にした。石狩市においては、山間部の河川周辺や海岸部に土砂災害等の危険箇所が分布している。

【 図 3-20 土砂災害等レイヤー 】



出典)「北海道土砂災害警戒情報システム」(北海道 HP 平成 30 年 2 月閲覧)
背景図:「基盤地図情報」(基盤地図情報ダウンロードサービス)

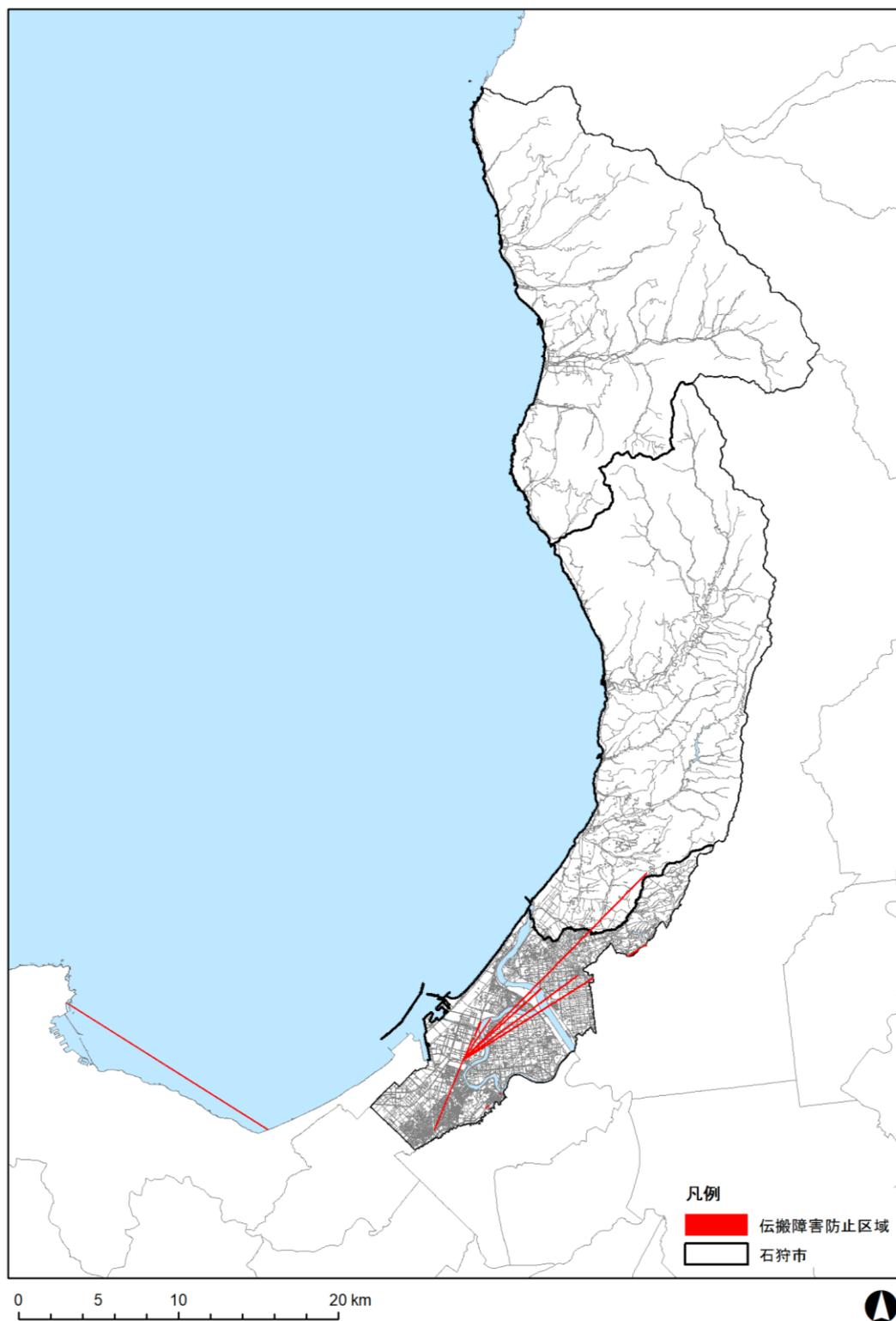
⑦伝搬障害防止区域

ゾーニング対象範囲には、「電波法」による伝搬障害防止区域の指定地域がある。指定地域については環境保全エリアとして設定する。

- ・伝搬障害防止区域レイヤー

伝搬障害防止区域レイヤーを図 3-21 に示す。作成には、総務省 HP にて公開されている「伝搬障害防止区域図縦覧システム」(平成 29 年 11 月 13 日更新)を用いた。石狩市においては、南部の旧石狩市の周辺陸域及び石狩市地先海域に伝搬障害防止区域が分布している。

【 図 3-21 伝搬障害防止区域レイヤー 】



出典)「伝搬障害防止区域図縦覧システム (平成 29 年 11 月 13 日更新)」(総務省 HP)
背景図:「基盤地図情報」(基盤地図情報ダウンロードサービス)

⑩景観等

ゾーニング対象範囲（陸域）については、北海道による景観計画区域（一般区域）であるほか、隣接する札幌市・小樽市では、景観条例による指定地域が設定されていることから、環境保全エリア、調整エリア等の設定に当たっては、それらの指定状況等への配慮を検討する。